

天理本『歐陽文忠公集』について

東, 英寿
鹿児島大学法文学部 : 教授 : 中国文学

<https://doi.org/10.15017/9621>

出版情報 : 中国文学論集. 30, pp.19-33, 2001-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン :
権利関係 :

天理本『歐陽文忠公集』について

東 英 寿

—

北宋の歐陽脩（一〇〇七—一〇七二）の全集『歐陽文忠公集』百五十三卷附録五卷は、南宋の周必大（一一二六—一二〇四）らによって編纂され、今日に伝わることとなった。この南宋本『歐陽文忠公集』は、現在中国や台湾にも所蔵されているが、いずれも完本ではなく、中には保存状態が良くないものもある。こうしたなかで、日本の天理大学附属天理図書館（以下、天理図書館と称す）に所蔵されている南宋本『歐陽文忠公集』百五十三卷附録五卷は、一部に後人の補写があるとはいえ、ほぼ完本に近く保存状態も良い。その書誌学上の特色は、

半葉十行、毎行十六字、註文雙行、左右雙辺。
版心の下方に刻工者名あり。

一部は後人の補写あり。（補写部分は、「居士集」卷三十五から卷四十の第一葉、「居士外集」卷二十三第十八葉から卷二十五、「易童子問」、「外制集」、「内制集」卷一から卷四、「表奏書啓四六集」卷四第一葉から第五葉、同卷五第二十六葉から第二十九葉、「集古録跋尾」卷七第一葉から第十六葉、及び附録卷五第三十七葉）であり、百五十三卷附録五卷のうち、後人の補写は僅かに二十三卷部分に過ぎず、南宋刊本がほぼ原形を留めて伝わっている。現在天理本は日本では国宝に指定されている。

天理図書館所蔵の宋・金・元時代の版本を詳細に調査された阿部隆一氏によると、『歐陽文忠公集』の刻工者の

天理本『歐陽文忠公集』について

多くは寧宗朝（一一九四～一二二四）の人で、その活躍時期は孝宗（一一六二～一一八九）後期から理宗（一二二四～一二六四）初年に渡っており、欠筆が光宗（一一八九～一一九四）の諱の「惇」に及んでいることから、天理本は寧宗朝前期に刊刻されていたことは間違いないと言う。更に、阿部氏は、周必大らの編纂した『歐陽文忠公集』は南宋時代にすぐに覆刻本が出版されたことを指摘し、天理本や中国、台湾に伝わる南宋本『歐陽文忠公集』を比較した上で、これらの南宋本はどれが周必大の原刻本か、その後の覆刻本なのか俄に定めがたいと結論づける。ところで、周必大は「歐陽文忠公集後序」の中で、

起紹熙辛亥春、迄慶元丙辰夏、成一百五十三卷、別爲附録五卷。
紹熙辛亥の春起り、慶元丙辰の夏に迄び、一百五十三卷を成し、別に附録五卷を爲る。

と述べる様に、『歐陽文忠公集』の編纂期間は紹熙二年（一一九一）から慶元二年（一一九六）までの間であったことがわかる。そのため、文化庁監修『国宝』（毎日出版社、一九八五年）では天理図書館所蔵の『歐陽文忠公集』を周必大の原刻本と見なし慶元二年の出版とする。一方、『善本写真集十九 宋版』（天理図書館、一九六二年）においては、「刻工に勘案して慶元・嘉泰の交の刊刻か。」と記載する。慶元年間（一一九五～一二〇〇）及び嘉泰年間（一二〇一～一二〇四）と刊行時期を幅広く取り、しかも編纂時期の特定はしていない。その理由は阿部氏も述べていた様に、天理本『歐陽文忠公集』がこれまで周必大の原刻本か否かが明らかになっていないためであろう。ところが、『歐陽文忠公集』を編纂した周必大の作品に視点を据えて考察を行うと、天理本『歐陽文忠公集』が周必大の原刻本か否かという事を明らかにできることがわかった。

小稿では、如上の観点から天理図書館所蔵の国宝『歐陽文忠公集』の刊行過程を能う限り明らかにしたいと思う。

周必大の「歐陽文忠公集後序」には、『歐陽文忠公集』の編纂に参加した学者達について次の様に述べる。

會郡人孫謙益老於儒學、刻意斯文。承直郎丁朝佐博覽群書、尤長考證。於是徧搜舊本、傍采先賢文集、與鄉貢進士曾三異等互加編校。

會^{たまた}郡人の孫謙益は儒學に老い、意を斯文に刻む。承直郎の丁朝佐は群書を博覽し、尤も考証に長けり。是に於いて旧本を徧く搜し、傍く先賢の文集を采り、郷貢進士の曾三異等と互いに編校を加ふ。

ここで、周必大は『歐陽文忠公集』を編纂したメンバーとして、孫謙益、丁朝佐、曾三異を挙げている。孫謙益については「居士集」五十巻部分の各巻末に「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」という記述がある。全集の編纂が開始されてすぐ『歐陽文忠公集』所収の「居士集」五十巻部分の校勘作業は孫謙益によって始められていたのである。また、周必大が孫謙益に送った書簡其一（紹熙五年六月付）に、

曾無疑送別集目錄來共三冊、并移改手書五卷、丁朝佐劄子一幅竝納呈。幸仔細點勘、疾速送示。恐未能併了。曾無疑（曾三異の字）の別集目錄を送り來ること共に三冊、移改の手書五卷、丁朝佐の劄子一幅を併せて並びに納呈す。幸はくは仔細に點勘し、疾速に送示せんことを。恐らくは未だ併了する能はざらん。

とあることから、周必大は曾三異の目錄や丁朝佐の劄子を今一度孫謙益に校勘させていたことが窺える。また、次に挙げる書簡其二（紹熙五年付）では、

今汲汲欲得總目及諸集排比、庶免因循、何乃遲遲如此。

今、汲汲として総目及び諸集を得て排比せんことを欲し、因循を免れんことを庶^{こいねが}ふに、何ぞ乃ち遲遲たること此の如し。

天理本『歐陽文忠公集』について

とあり、周必大は孫謙益に『歐陽文忠公集』の排列についての考証を遅れることのないようにと催促しているのがわかる。この様に、周必大は全集の編纂に当たって、最も孫謙益を頼りにしていたのである。

丁朝佐については、「居士集」巻二十五、巻三十一の各巻末の校勘記の記述から、文字や語彙面に詳しくかつことがわかる。「居士集」巻三十一の校勘記に次の様に記載する。

朝佐攷公集、怠、迨、殆三字、似通用。……此亦以怠爲殆也。……此則以迨爲殆也。諸本間有改者。覽者以意讀之。朝佐攷ふるに公の集、怠、迨、殆の三字、通用するに似たりと。……此も亦た怠を以て殆と爲すなり。……此は則ち迨を以て殆と爲すなり。諸本に間々改むる者有り。覽る者は意を以て之れを読め。

「歐陽文忠公集後序」の中で周必大も「尤長考證」と言及していた様に丁朝佐は考証に優れており、文字の異同を検討せねばならない全集の校勘者として適任であった。また、曾三異については、周必大が彼に送った書簡其一（紹熙四年）に、「蒙索元稿、謹封納。」とあり、周必大らが編纂した『歐陽文忠公集』の原稿は曾三異が所蔵していたものを用いた様である。

天理本『歐陽文忠公集』の巻末に、上述した三人を含めて全集の校正者、覆校者の一覧がある。

編定校正

孫謙益、丁朝佐、曾三異、胡柯

覆校

葛濂、王伯蜀、朱岑、胡炳、曾煥、胡渙、劉贊、羅泌

校正者としては、前述した三人以外に胡柯が挙げられているが、彼の役割については不明である。覆校者について、『歐陽文忠公集』の各巻末の校勘記部分から担当箇所が明らかになるのは、「河北奉使奏草」上・下部分に、いずれも「紹熙五年十月郡人王伯蜀校正」とあり、この部分は王伯蜀が校正を担当したことがわかる。王伯蜀については、「濮議」の巻末の校勘記にも「紹熙五年十月郡人孫謙益王伯蜀校正」とある。また「近體樂府」巻三の校勘

記に「郡人羅泌校正」という記述があるので、「近體樂府」部分は羅泌が校正を担当したことが明らかとなる。他の覆校者については、校正箇所を明確にはできない。

さて、周必大が『歐陽文忠公集』を刊行した過程については、曾三異への書簡其一（紹熙四年）に次の如く述べる。

六一集方以俸金、送劉氏兄弟、私下刻板。

六一集方に俸金を以て、劉氏兄弟に送り、私に刻板に下す。

紹熙四年（一一九三）頃、既に資金を刻工である劉氏兄弟に送り版刻を始めていたのがわかる。また、周必大は「歐陽文忠公集後序」に、「第首尾浩博、隨得隨刻、歲月差互、標注抵牾、所不能免」と記載する様に、校勘が終わった箇所からすぐに版刻にまわしていたと思われる。たとえば、「奏議集」卷十七の校勘記には、

皆當以一作爲正。已刻板、難盡易、書示後人、使知所擇焉。

皆當に一作を以て正と為すべし。已に板に刻し、尽く易へ難ければ、書して後人に示し、択ぶ所を知らしむ。

とあり、当初、編纂段階で異本があったため、それを「一作」という形で付け加えていた。ところが、後になってその「一作」の方が正しいことが判明したが、すでに版刻へまわしてしまい、もはや変更することが難しかったので、この様に「一作」が正しいという記述を付け加えたのであった。校勘作業が終了した箇所から次々と版刻にまわしていたことが窺え、そのため後で変更箇所が出てきても、本文を差し変えることが難しかったのである。更に、『歐陽文忠公集』所収の「書簡」部分の最後に付けられた校勘記では、

雖竝注歲月、而先後間有差互。既已誤刊、重於改易、姑附注其下。

並びに歳月を注すと雖も、先後に間々差互有り。既已に誤まりて刊せるは、改易を重んじ、姑く其の下に附注す。

天理本『歐陽文忠公集』について

とあり、「書簡」部分も後に誤まりの箇所が見つかったが、既に版刻へまわした後だった。しかし、改易しなければならぬので、その部分に注を附すという方法をとったのであり、そのことを校勘記の中で表明していたのである。たとえば、「書簡」巻八「答韓欽聖」には「本巻前有答韓欽聖二幅即宗彦也。誤眞此。」という注がある。確かに、巻八には既に「答韓欽聖」という書簡が収録されており、本来は「答韓宗彦」も「答韓欽聖」と一連のものとして同じ箇所収録すべきであったが、当初韓欽聖と韓宗彦を同一人物と認識しないまま版刻にまわしてしまった。その後、同一人物だと気づいたため、かかる注を施したものと思われる。

以上から明らかな様に、百五十三巻にわたる大部の『歐陽文忠公集』を紹熙二年（一一九一）から慶元二年（一一九六）の僅か六年の間で編纂できたのは、周必大が校勘が終わった箇所からすぐに版刻にまわすという作業方針を徹底させていたからに他ならない。

三

南宋の中期頃に伝わっていた書籍についての解題である、陳振孫の『直齋書錄解題』巻十七では歐陽脩の全集に対して次の様に記載する。

其集徧行海内、而無善本。周益公解相印歸、用諸本編校、定爲此本、且爲之年譜。自居士集、外集而下、至於書簡集、凡十、各刊之家塾。其子綸又以所得歐陽氏傳家本、乃公之子棐叔弼所編次者、屬益公舊客曾三異校正、益完善無遺恨矣。

其の集徧く海内に行はるも、善本無し。周益公相印を解きて歸へり、諸本を用いて編校し、定めて此の本を爲り、且つ之れが年譜を爲る。居士集、外集よりして下、書簡集に至るまで、凡そ十、各々之れを家塾に刊す。其の子綸又た得る所の歐陽氏伝家本、乃ち公の子棐叔弼の編次する所の者を以て、益公の旧客曾三異に屬して校正せしめ、益々完善にして遺恨無からしむ。

これによると周必大が編纂した歐陽脩の全集が刊行された後、息子の周綸によって全集は改訂されたことがわかる。既に見てきた如く、周必大は校勘が終わった箇所からすぐに版刻にまわすという作業を繰り返していたので、陳振孫も言及する様に周必大の編纂した『歐陽文忠公集』は既に出版されていたのは間違いないであろう。その後、周綸が新しい資料、即ち歐陽氏伝家本である、歐陽脩の息子・歐陽棐の編纂本を入手した。そこで、周綸がより完璧を期すためにそれを用いて再度曾三異に校正させるといふ手続きを経て刊行された改訂本が生まれたのである。この経緯について、『四庫全書總目』巻百五十三の歐陽脩の『文忠集』の提要においては、

而振孫所云綸得歐陽氏本付三異校正者、乃在朝佐等校定之後添入刊行、故序亦未之及歟。

而して振孫云ふ所の綸、歐陽氏本を得て三異の校正に付すとは、乃ち朝佐等の校定の後に在りて添入して刊行す、故に序も亦た未だ之れに及ばざるか。

と述べ、周必大が中心となつて編纂した『歐陽文忠公集』の校正者であつた丁朝佐らの校定を経た後に、周綸が歐陽氏本を得て再度曾三異の校正を踏まえた全集が刊行されたので、周必大の序文では周綸が改訂したことに言及していないのだとする。曾三異は周必大が編纂した際にも編定校正者として関わり、周綸は彼が全集編纂状況を詳しく把握していたので校正を頼んだのであろう。かかる周綸の改訂本を見て陳振孫は解題を作成していたことになる。おそらく、阿部氏が指摘していた二系統の宋刊本『歐陽文忠公集』とは、周必大が刊行した原刻本とその息子・周綸が刊行した改訂本のことを指すのではないだろうか。

ところで、周綸の入手した歐陽氏伝家本について、『四庫全書總目』の歐陽脩『文忠集』の提要においては次の様に述べる。

惟卷末考異中多有云公家定本作某者、似即周綸所得之歐陽氏本。

惟だ卷末の考異中に多く公の家の定本某に作ると云ふ者有り、即ち周綸の得る所の歐陽氏本に似たり。

天理本『歐陽文忠公集』について

卷末の校勘記（考異）中に出てくる「公家定本」が周綸の得た歐陽氏伝家本であろうと推測する。これについて、「居士集」巻十四の卷末の校勘記に「朝佐攷公家定本」という記述があることは看過できない。なぜならば、丁朝佐は最初に周必大が『歐陽文忠公集』を編纂した際の校定者であり、周綸が改訂した際には校定に関与していないからである。丁朝佐が校勘に「公家定本」を用いている以上、それは周必大が最初に編纂した際に用いられた資料ということになる。従って、周綸が入手した歐陽氏伝家本は校勘記中に見られる「公家定本」と記述されている資料とは別物と言わねばならず、『四庫全書總目』の提要の説は成り立たないことになる。

四

さて、天理本については、刻工名から南宋の寧宗朝（一一九五～一二二四）前期に刊刻されていたことは考証されているが、周必大の編纂した原刻本か周綸の刊行した改訂本かについてはこれまで全く明らかにされていない。そこで、考察の手がかりとして、周必大側の資料に着目したい。周必大の全集『文忠集』には、彼が『歐陽文忠公集』の編纂に関連して作成した「歐陽文忠公集古録序」、「歐陽文忠公集古録後序」、「歐陽文忠公集古録後序」の四つの文章が収録されている。そのうち天理本には、「歐陽文忠公集古録序」「歐陽文忠公集古録後序」の序文等に続けて、「歐陽文忠公集古録後序」は「集古録跋尾」の卷末部分に、「歐陽文忠公集後序」は全集の最後に挿入されている。

ところで、周必大の全集である『文忠集』は彼の息子・周綸が編纂したものである。陸游の「文忠集原序」には次の様に言う。

公既薨逾年、公之子綸以公遺文號省齋文稿者、屬予爲之序。……開禧元年十二月甲子陸游序。

公既に薨りて年を逾へ、公の子綸、公の遺文、省齋文稿と号す者を以て、予に属して之が序を為らしむ。……

開禧元年十二月甲子陸游序す。

ここから、周綸が陸游に序文を依頼し、陸游は開禧元年（一二〇五）付けの序文を作成したことがわかる。また、『四庫全書總目』卷百五十九の周必大『文忠集』の提要には次の様に記載する。

宋周必大撰。……開禧中、其子綸所手訂。以其家嘗刻六一集、故編次一遵其凡例。

宋周必大の撰なり。……開禧中、其の子綸、手づから訂する所なり。其の家嘗て六一集を刻するを以て、故に編次は一に其の凡例に遵ふ。

周必大の『文忠集』は、六一集、即ち『歐陽文忠公集』の体例に倣い、開禧年間（一二〇五〜一二〇七）に彼の息子である周綸が完成させたものなのである。

さて、周必大が『歐陽文忠公集』編纂に関連して作成した文章のうち、『文忠集』に収録されている周必大の「歐陽文忠公集古録序」と「歐陽文忠公集古録後序」の二作品に着目したい。先ず、「歐陽文忠公集古録後序」においては『歐陽文忠公集』卷百三十四から卷百四十三に収録される「集古録跋尾」における編纂の体例が示されている。その内容は、大凡次の通りである。

碑文を前に、跋文を後に配置した。歐陽脩は自ら四百余篇の跋文があると言い、これが世の中に伝わっている本（集本）であり、一方歐陽脩の真蹟が廬陵で版刻され、それには二百四十余篇の跋文がある。集本と比べると異同があり、疑うに真蹟は一時期に書かれたもので、集本は後に改訂されたものである。「集古録跋尾」に収録された各篇は何本に基づいたかということを示した。真蹟と集本との間の異同が少ない時は、真蹟を主とし、集本で改めるところには注をした。この二つの本が大きく異なっている時は、両方を収録した。

天理本『歐陽文忠公集』について

この様に主として「集古録跋尾」編纂上の方針を述べた後に、『文忠集』に収録された「歐陽文忠公集古録後序」では文末に改行し、一字下げて次の様に記述する。

集古跋既刻成、方得公子叔弼目錄二十卷。具列碑之歲月。雖朝代僅差一二、而紀年先後頗有倒置、已具其下。集古跋既に刻成し、方めて公の子叔弼の目錄二十卷を得たり。具に碑の歲月を列す。朝代僅に一二差すると雖も、而れども紀年の先後は頗る倒置有れば、已に其の下に具にす。

「集古録跋尾」が刊行された後、歐陽脩の息子・歐陽棐（字は叔弼）の「集古録」の目錄二十卷を手に入れ、それに基づき「集古録跋尾」に収録された作品を照らし合わせてみると、作品の制作年代の先後がひっくり返っていることがあったので、制作された年代を「集古録跋尾」に注記したことを述べている。

この歐陽棐の目錄に関連して、『歐陽文忠公集』の「集古録跋尾」冒頭の歐陽脩「集古録目序」の後に、歐陽棐の「録目記」という作品が配置されていることに着目したい。歐陽棐の「録目記」では、「集古録」の目錄を作成した経緯が述べられている。更に、「録目記」の後に続けて周必大は自身の「歐陽文忠公集古録序」を配置する。その中で、「録目記」では集古録跋二百九十二篇となっているが、それは誤写で三百九十二篇の間違いではないか、あるいは歐陽棐の「録目記」は作成年を歐陽脩六十三歳の時である熙寧二年（一〇六九）と記載するが、もし本当に二百九十二篇ならばまだ収集が進んでいない、歐陽脩若年の時に「録目記」は作成されたのではないかと疑問を呈している。また、歐陽脩が暇がないので歐陽棐が目錄を作ったということに対しても、歐陽脩が「集古録目序」の中で、自身が目錄を作ったと述べていることと矛盾していること、更に「集古録跋尾」は十卷であるにもかかわらず、歐陽棐の目錄が二十卷になっていることは疑問であり「是皆可疑」として疑問の目を向けた後に、「姑以棐所記附公本序之後」と述べ、取りあえず歐陽脩の「集古録目序」の後に、歐陽棐の「録目記」を配置したと言う。かかる周必大の疑問は、その筆致から歐陽棐の「集古録」の目錄の実物は見えないまま、「録目記」のみの記載内容から生まれでてきたものと思われる。たとえば「集古録跋尾」が十卷であるが、歐陽棐の目錄は二十卷になってお

り、こうした巻数の相違から目録自体に疑いの目を向けていることは、実物の目録を見れば目録自体に問題があるのか、それとも目録の構成上の違いなのかが明らかにになり、一気に解決する問題だからである。そこで、前掲した周必大の「歐陽文忠公集古録後序」の文末に、改行して一字下げで記述していた箇所で「方得公子叔弼目録二十卷」と言及するのは、「歐陽文忠公集古録序」の記述から窺えた様に、周必大が実物の歐陽棐の「集古録」目録を目睹できなかったことに対して、実物の目録二十巻を入手しはつきりと確認したことを宣言したものと考えられる。つまり、その内容から考えると、「歐陽文忠公集古録序」の記述からは、周必大が歐陽棐の「集古録」の目録を見ていないのは明らかで、一方、「歐陽文忠公集古録後序」において文末に改行して一字下げで書かれている部分は、明らかに目録の実物を入手してそれに基づいて全集を調査したことを指摘しており、かかる二つの部分は大きなズレがあり、同一作者の筆致とは思われない。にもかかわらず、「歐陽文忠公集古録序」と「歐陽文忠公集古録後序」(文末に改行して一字下げた部分も含めて)は、どちらも周必大の全集『文忠集』に収録されているのである。これはどう考えればよいのであろうか。

ここで想起されるのは、陳振孫『直齋書録解題』の記事で、周綸が『歐陽文忠公集』を改訂した際に入手した歐陽氏伝家本は歐陽脩の息子・歐陽棐の編纂した本であったということである。「集古録」の目録の作者も歐陽棐であった。とすれば、父・周必大が『歐陽文忠公集』を刊行した後、歐陽棐の編纂本を入手した周綸は、あわせて歐陽棐の「集古録」の目録二十巻も手に入れ(この歐陽棐の目録と歐陽棐編纂本との関連は些か不明ではあるが、編者が同じなので目録は編纂本と一体のものとして入手したのではないか、あるいは歐陽棐の編纂本の中に目録は含まれていたのではないかと考えられる)、曾三異の校正を踏まえて歐陽棐編纂本を用いて『歐陽文忠公集』を改訂し刊行した。その際、周綸は「集古録跋尾」について実際に入手した歐陽棐の目録に照らして作品の制作年を注記したので、そのことを補足説明として書き加えたのではないのか。「歐陽文忠公集古録後序」の文末に、明らかにそれ以前の部分と区別する形式で記載された箇所は、「集古録跋尾」編纂の体例を説明している部分とは内容的に全く違っており、しかも改行、一字下げという形式によってそれ以前の部分と区別する意図を明確に示している。更に、それが周綸の編纂した周必大の『文忠集』に収録されていることを考えると、『文忠集』を編纂した周綸が

周必大の本文に対して補足説明を書き加えたために、かかる形式を用いたと考えられるのである。

次に天理本を見ると、天理本『歐陽文忠公集』の「集古録跋尾」の巻末部分に周必大の「歐陽文忠公集古録後序」が収録され、しかも『文忠集』で文末に改行されて付加されていた周綸の文章が、そのまま改行された形式をとって記載されている。つまり、周綸の補記が書き加えられているということは、天理本が周必大の編纂した『歐陽文忠公集』の原刻本ではなく、その後刊行された周綸の改訂本であることを意味している。後に編纂された『四部叢刊』所収の『歐陽文忠公集』¹²⁾では、この周綸の補記の部分が改行されずに、周必大の原文と繋がってしまい、その区分がなくなっている。南宋本編纂当時から時間的にもかなり隔たっており、『四部叢刊』の編纂者は、周必大の本文と周綸の補足説明との区別がつかなくなったと言えよう。更に、既に見てきた様に周必大の『文忠集』は、開禧年間(一一〇五―一一〇七)に周綸によって編纂されていた。その『文忠集』中に、改訂に当たった周綸の補記が記入されているということは、周綸の『歐陽文忠公集』の改訂が開禧年間までには終了していたことを物語っている。

これまでの考察によって、天理図書館に所蔵されている国宝『歐陽文忠公集』百五十三卷附録五卷は、周必大の原刻本に基づき刊行された周綸の改訂本であることが明らかになった。周必大の原刻本『歐陽文忠公集』は慶元二年(一一九六)に刊行され、周綸の改訂作業はその約十年後の開禧年間には終了していたと思われる。つまり、天理本『歐陽文忠公集』は、周必大の原刻本ではないが、しかしその後すぐに周必大の息子・周綸の改訂を経て刊行された南宋刊本であると推定され、中国、台湾に所蔵されている諸本とは違い、それがほぼ完本の形で今日に伝わっているという点で、非常に価値の高い書籍であることは間違いないのである。

注

(1) たとえば、中国の『北京図書館古籍善本書目』、台湾の『国立中央図書館善本書目』の目録を調査すると、『北京図書館古籍善本書目』では、

歐陽文忠公集一百五十三卷附録五卷 存二十五卷 宋慶元二年周必大刻本
歐陽文忠公集一百五十三卷 存四十卷 宋慶元二年周必大刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷 存五卷 宋慶元二年周必大刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷附録五卷 存二十五卷 宋慶元二年周必大刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷附録一卷 存七十二卷 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷 存四卷 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷 存九卷 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷 存五十卷 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷附録五卷 存七十五卷 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷 存十一卷 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三卷 存四卷 宋刻本

とあり、十一の宋刊本が確認でき、台湾『国立中央図書館善本書目』においては、

歐陽文忠公集 存三卷 南宋刊本

歐陽文忠公集 存五卷 南宋中期覆周必大吉州刊本

歐陽文忠公集 存一卷 南宋中期覆周必大吉州刊本

の様に宋版は三本あるが、残念ながらも完本ではない。また、宮内庁書陵部にも宋版『歐陽文忠公集』が存在するが、百五十三巻のうち六十九巻しか残っていない。なお、『歐陽文忠公集』の流伝状況を考察した先行研究として、森山秀二「歐陽脩のテキストについて——その成立過程を中心に——」（立正大学教養部紀要第二十七号、一九九三年）を挙げる事ができる。ただ、残念ながら森山論文では天理本を始めとする南宋本は直接の考察対象から外されている。

(2) たとえば、台湾中央図書館に所蔵されている「『歐陽文忠公集』存三卷 南宋刊本」を実際に調査したところ、破損が激しく、一部は文字が不鮮明になっている程である。

天理本『歐陽文忠公集』について

- (3) 阿部隆一「天理図書館所蔵宋金元版本考」(ビブリア七十五、天理図書館、一九八〇年)。
- (4) 周必大の作品は、小稿では『文忠集』(四庫全書所収)に基づく。
- (5) 『歐陽文忠公集』の各巻末には、その巻担当の校正者によって、校訂に関する見解や校異等が書きつけられている。小稿では、それらを校勘記と呼ぶことにする。
- (6) この部分は天理本では「位」という字になっている。宮内庁本や台湾中央図書館所蔵の南宋本はこの部分は欠本で確認できないが、四部叢刊本その他では「佐」字になっている。校勘部分の記載なので「朝佐」とは丁朝佐のことと思われる。「位」と「佐」が似ているので天理本では誤ったのであろう。
- (7) 周必大の『文忠集』(四庫全書所収)ではこの書簡には「紹興四年」という作成年が注記されている。紹興四年とは一一三四年のことであり、周必大九歳の時のこととなるので、紹興四年は『歐陽文忠公集』編纂中の紹興四年(一一九三)の間違いだと思われる。よって、小稿では紹興四年と表記した。以下同じ。
- (8) 胡柯の役割については、注(1)の森山論文の中でも考察があるが、森山氏も述べている様に、結局の所、胡柯の役割ははっきりしない。
- (9) 阿部隆一氏は、注(3)の論文の中で周必大が原刻本を刊行した後に覆刻本が出版されたとし、三種類の宋版の存在を挙げ、それらは字様から大きく二系統に分かれると述べる。ただ、それらの宋版が覆刻の關係であったかどうかの論拠は示されていない。『直齋書録解題』の記載に基づけば、周綸は歐陽棐の編纂本を用いて曾三異に校正させて再版しているので、小稿では改訂という用語を用いた。ちなみに、宮内庁書陵部所蔵の宋版『歐陽文忠公集』(残存六十九巻)と、天理本とを比べると版心に記入された刻工者名が異なっているので、かかる二本は違う時期に版刻されたことは間違いない。その前後関係については、後述する様に刊行時期を確定する手がかりとなる「集古録跋尾」部分が、宮内庁本では欠けているので、現在のところ不明である。
- (10) 周必大の『歐陽文忠公集』編纂に関連する文章のうち、天理本には収録されていないが、四部叢刊本には収録されている作品として「歐陽文忠公年譜後序」がある。天理本より後に編纂された四部叢刊本では冒頭に歐陽脩の年譜があり、その最後に「歐陽文忠公年譜後序」が付加されている。一方、天理本を調査してみると冒頭に年譜はない。年譜

部分が欠落した形跡はなく、しかも周必大編纂当初の形を伝えていると思われる天理本に、かかる年譜が付いていないということは、周必大が編纂した当初は、この年譜はついておらず、その後年譜が付加されたと考えるのが妥当であろう。また、四部叢刊本では年譜の後ろに付加されている「歐陽文忠公年譜後序」の文末に「郡人登仕郎胡柯謹記」とあり、この文章は胡柯が作者の様にも思われる。しかし、この「歐陽文忠公年譜後序」は、周必大の『文忠集』に周必大の作品として収録されている。この経緯は詳かではないが、前掲した森山論文では「胡柯は実質的な作業の多くを、必大の身近で担当したのではないか。その胡柯の努力に報いるべく、名前を記したということか、もしくは既に述べたように編定校正の最終責任者であった胡柯の名を、最後の仕事として残った『年譜』の末尾に記したといったところが実状ではないだろうか。」と推測している。なお、「歐陽文忠公年譜後序」は天理本には収録されていないので、小稿では考察の対象外とした。

(11) 陳振孫の『直齋書錄解題』巻八には歐陽棐の撰として「集古目錄二十卷」とあり、陳振孫の頃は単独の目錄として伝わっていた様である。

(12) 『四部叢刊』所収の『歐陽文忠公集』には元刊本という記載があるが、清水茂氏は『唐宋八家文二』(朝日新聞社、一九七八年)九十九頁に、『重整内閣大庫殘本書影』に見えるこれと同じ版本と認められるものの書影には、明刊本と注されている。恐らくそれが正しいであろう」と指摘する。

(付記)

天理図書館での調査の際には、早田一郎、田淵正雄両氏にご教示いただきました。ここに感謝の意を表します。

天理本『歐陽文忠公集』について